

## 令和5年度高知県軽油引取税特別徴収義務者交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県軽油引取税特別徴収義務者交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付の目的)

第2条 県は、軽油引取税の特別徴収義務制度の適正な運営を図るため、軽油引取税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）が行う特別徴収事務に係る経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、特別徴収義務者が令和4年度において高知県税条例（昭和33年条例第1号）第141条の3第1項に規定する納期限内に納入した税額（第7条第1項において「納期内納入額」という。）に100分の2.5を乗じて得た額と地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の29第1項の規定により徴収を猶予された期間内に納入した税額（第7条第1項において「徴収猶予期間内納入額」という。）に100分の2.3を乗じて得た額とを合計した額とする。ただし、それぞれの税額に当該率を乗じて得た額の合計額に100円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満のときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

(交付金の交付の条件)

第4条 県は、特別徴収義務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金を交付しない。

- (1) 高知県税条例第2条第2号に規定する徴収金に滞納があり、令和5年8月31日までに完納となっていない者である場合
- (2) 特別徴収義務者が、別表に掲げるいずれかに該当すると知事が認めた場合

(交付金の交付の決定)

第5条 県税事務所長は、交付金の交付を決定したときは別記第1号様式により当該特別徴収義務者に対し、交付決定の通知をするものとし、前条の規定により交付金を交付しないと決定したときは、当該特別徴収義務者に対し、その旨を通知するものとする。

(交付金の受領の委任)

第6条 特別徴収義務者は、前条の通知を受けた場合であって、交付金の受領を委任するときは、別記第2号様式による特別徴収義務者の委任状を速やかに県税事務所に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第7条 県税事務局長は、交付金の交付後に、交付金の計算の基礎となった納期内納入額及び徴収猶予期間内納入額を減額更正する必要があると認める場合は、既交付金額と当該減額した額をもって計算した交付金の額との差額を返納額として、別記第3号様式による軽油引取税特別徴収義務者交付金の減額決定通知書により当該特別徴収義務者に通知するものとする。

2 特別徴収義務者は、前項の規定による通知を受けた場合は、通知書に記載された返納額を県税事務局長が別途送付する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

別表（第4条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等がその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第 号  
年 月 日

住 所  
特別徴収義務者名 様

高知県〇〇県税事務所長

### 交 付 金 交 付 通 知 書

令和4年度において納入された軽油引取税に対し、下記のとおり交付金を交付します。この交付金は、帳簿書類の保存義務等特別徴収にかかる事務経費の一部として、あなたが納期内又は徴収猶予内に納入した税額に対し、一定の率で交付するものです。

#### 記

1	交付金額	円
2	交付金の内訳	
	納 期 内	円
	徴収猶予内	円

#### 3 注意事項

- (1) 交付率は納期内2.5%、徴収猶予内2.3%です。交付金額の100円未満は切捨て処理されています。
- (2) 交付金の交付後に、交付金の計算の基礎となる納税額が減額された場合は、既交付金額と当該減額した額をもって計算した交付金の額との差額を別途送付する納入通知書により納期限までに納入してください。
- (3) 所属組合に交付金の受領を委任される場合は、別添委任状を提出してください。（組合で取りまとめている場合は、組合を通じて提出することになります。）
- (4) 口座振込を新規に希望される方及び口座（県に債権者登録されている口座）の変更を希望される方は、別添の債権者登録（変更）申請書に必要事項を記入し、令和5年10月16日までに県税事務所あてに返送してください。なお、変更等のない方は返送の必要はありません。

#### 4 問合せ先

## 委任状

令和5年度軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金の受領を  
令和5年度高知県軽油引取税特別徴収義務者交付金交付要綱第6条  
の規定により下記の者に委任します。

年 月 日

登録番号 第 号  
委任者  
住 所  
氏 名 ⑩  
生年月日

受任者  
住 所  
氏 名 ⑩

高 知 県 知 事 様

(注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入し、それぞれ押印（登記印）  
してください。

第 号  
年 月 日

住 所  
特別徴収義務者名 様

高知県〇〇県税事務所長

軽油引取税特別徴収義務者交付金の減額決定通知書

令和5年度に交付した軽油引取税特別徴収義務者交付金について、（更正の原因）による減額更正によりその基礎となる納税額が減額されたため、令和5年度高知県軽油引取税特別徴収義務者交付金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付金の減額を決定しましたので、通知します。

なお、今回の決定により減額された交付金については、別途送付する納入通知書により納期限までに納めてください。

記

年度	申告内容					
	納期内納入			徴収猶予期間内納入		
	引取数量 (L)	課税対象数量 (L)	税額 (円)	引取数量 (L)	課税対象数量 (L)	税額 (円)
年 月	.	.		.	.	
年 月	.	.		.	.	
合計	.	.	A	.	.	B
年度	更正内容					
	納期内納入			徴収猶予期間内納入		
	更正数量 (L)	課税対象数量 (L)	更正後税額 (円)	更正数量 (L)	課税対象数量 (L)	更正後税額 (円)
年 月	.	.		.	.	
年 月	.	.		.	.	
合計	.	.	A'	.	.	B'
申告内容に基づく既支払交付金額 (A × 0.025 + B × 0.023)				C		00円
減額更正に基づく今回交付決定金額 (A' × 0.025 + B' × 0.023)				C'		00円
今回返納額 (C - C')						00円